

自己情報コントロール権について

1 条例制定時の考え方

「個人情報保護制度は、個人情報の適正な取り扱いに関する基本的な事項を定め、かつ、個人情報に対する個人の主体的なかかわりを確保することができる手続を定めることによって、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人の尊厳と基本的人権の尊重の達成を目指すものである。」(個人情報保護懇話会報告)

「プライバシーの権利は、「ひとりで居させてもらいたい」という消極的・受動的な権利にとどまらず、「自己に関する情報の流れをコントロールする」という積極的・能動的な権利を含むとの主張がなされるようになってきた。」(個人情報保護懇話会報告)

これらの認識のもと、条例第1条では、「この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定した。

2 行政機関個人情報保護法制定時の考え方

行政機関等個人情報保護法制研究会審議資料には、次のような記述がある。

(1) 基本法制の考え方

基本法制及び大綱においては、「自己情報コントロール権」という言葉は使用されていない。

個人情報保護法制化専門委員会における検討の過程において、「自己情報コントロール権」について議論はされており、その中には、「自己情報コントロール権とは何かについて学説上コンセンサスがなく、「自己情報コントロール権とは何かを定義してこの言葉を使用するよりも、むしろどこまでが保護されるかを個々の条文から明確にしておけばよいのではないか、それを解釈論では、法律は「自己情報コントロール権」を認めたと説明することは可能なのではないか、との意見が述べられていたところである。

(2) 学説の状況

例えば、プライバシーの権利の基本は、人が自ら道徳的行為者と捉えることにかかわる限りにおいて、自己について何が他者によって知られるかについてもっているコントロールという点にあると解すべきである、等の学説がある。

この、いわゆる「自己情報コントロール権」説に対しては、対象となる自己情報の範囲が不明確なのではないか、そもそも情報を「コントロール」とはどのようなことなのか、等の問題提起がなされている。

また、プライバシーを「自由な社会関係を前提として自己イメージを使い分ける自由」と観念し、行政庁、企業等の個人情報の収集とコンピュータ処理による自己情報の処分権の侵害の問題とモデル小説等を通じた公表による自己イメージのコントロール権の侵害の問題とは区別して論じるべきとの学説もある。(行政機関等個人情報保護法制研究会審議資料)

3 学説の状況

(1) 園部逸夫 「個人情報保護法の解説」

いわゆる「自己情報コントロール権」又は「自己決定権」については、ドイツ連邦憲法裁判所の自己決定権に触れた判例(1983年。各人は自己の個人的データに対する権利の

放棄及びその使用を自ら決定する権限を有する)や、米国における学説(1960年代のA. ウェスティン教授の「自己に関する情報を、いつ、どのように、また、どの程度に他人に伝えるのかを自ら決定できる権利」)等が我が国に紹介され、我が国の研究者の間で議論されているものである。我が国の研究者でこれを支持する者は多いが、その概念の内容、憲法上の根拠等につき、なお様々な見解があるとともに、批判的な見解もあるところである。

「自己情報コントロール権」の内容、法律上の効果等が明確でないため、これをそのまま条文に規定することは、一義的で安定した制度を整備する観点から適当でないと考えられる。なお、「自己情報コントロール権」を法律の条文に規定すべきとの主張が、本人が必要な範囲で自己の情報に適切に関与できるようにすべきという趣旨であれば、本法においても、通知・公表、開示、訂正、利用停止、目的外利用・提供に当たっての本人同意等、本人が適切に関与することに関する仕組みが法律上の制度として構築されている。

(2) 宇賀克也 「個人情報保護法の逐条解説」

プライバシー権については、「一人にしてもらう権利」という消極的権利から高度情報化社会において「自己情報コントロール権」という積極的権利に発展したという学説が有力であることは事実であるが、自己決定権を含む意味で用いられることもある等、プライバシー権の意味について学説が一致しているわけではなく、「自己情報コントロール権」の内包外延についても、センシティブ情報以外も対象になるのか、取得・保有・利用提供のいずれの段階においても対象になるのか等の点について共通の理解があるわけでは必ずしもない。

自己情報コントロール権が通説となっているドイツにおいてさえも、連邦データ保護法の目的規定にこの権利が明記されているわけではない。そのため、本法は、「自己情報コントロール権」という文言を目的規定に明記していない。しかし、本法は、第三者提供に際しての本人同意原則、利用目的の通知の求め、開示の求め、訂正等の求め、利用停止等の求め等、自己情報に対するコントロールの仕組みを導入している。なお、地方公共団体においては、自己情報コントロール権を積極的に評価する立場から、目的規定に「自己の個人情報を管理する権利」を明記する例がある。

(3) 芦部信喜 「憲法学」

プライバシーの概念は、判例上いまだ必ずしも明確ではないが、判例を通観すると、「ひとりで放っておいてもらう権利」とか「私生活の自由」とかいう漠然とした定義から、順次、情報化社会により即応することのできる、かつ、より積極的な意味をも持つことのできる「自己情報コントロール権」に近い内容の定義づけを試みるものに、変わりつつあることを知ることができよう。

しかし、自己に関する情報をコントロールする権利と言っても、それだけでは内容は明らかではない。

プライバシー権を自己に関する情報をコントロールする権利(情報プライバシー権)と解する見解には、それが最初に主張されたアメリカでも、有力な異説がある。とくに、

プライバシー権を情報プライバシー権に限定して解する説は、きわめて少ない。むしろ、エマスンのように、プライバシーの対象を「人の生活の内部の委細に関する事項、すなわち、人が他者と分かち合わない、または、最も親密な者のみ分かち合う、活動、思想または感情」に限定するか、限定はしないまでも、重点をそちらに置いて概念構成する説が、いまなお有力である。

少なくとも、広義のプライバシー権にその重要な柱の一つとして、自己に関する情報の流れをコントロールする利益が含まれることは明らかだということ、を確認しておけば足りよう。

自己情報コントロール権としてのプライバシー権は、本来の自由権としての性格のほかに、積極的な請求権としての性格をも有する点に、大きな特色がある。ただし、自己情報の閲覧または訂正もしくは抹消の請求権、あるいは、利用・伝播の抑制の請求権は、原則として、法令の裏付けがあってはじめて具体的権利となるものであるから、法令の根拠もなく憲法13条に基づいて当然に認められるわけではない。

4 他府県の状況

改正前から、自己情報コントロール権を前文に規定しているのは大阪府、沖縄県。

改正時の検討を答申に記載しているのは長野県。

大阪府条例前文

個人の尊厳と基本的人権の尊重は、私たちの社会の基礎をなすものであり、この見地から、個人のプライバシーを最大限に保護することが重要である。

とりわけ、情報・通信技術の飛躍的発展がもたらす高度情報化社会においては、個人が自己に関する情報を自ら実効的にコントロールできるようにすることが必要である。

このような理解のもとに、広く個人情報の保護を図り、個人の尊厳を基調とする高度情報化社会の実現を目指し、この条例を制定する。

沖縄県条例前文

個人に関する情報は、基本的人権の保障及び個人の尊重の理念に基づき、最大限に保護されるべきものである。

情報処理及び通信技術の進歩を背景とした情報化社会の進展は、医療、交通、環境、防災等における社会問題の解決に貢献し、また消費生活における各種サービスの提供を可能にするなど、県民生活に便利と豊かさをもたらしている。

しかし一方では、個人に関する情報が、広範に収集、蓄積、利用されることに伴って、自己に関する情報がどのように取り扱われているかを充分に知りたいという県民の要請が高まっており、これに対する積極的な対策が必要となっている。

このような認識の下に、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報を個人が自らコントロールする権利を実効的に保障し、個人の権利利益の保護を図るため、この条例を制定する。

長野県条例第1条（改正）

この条例は、日本国憲法第13条にうたわれている個人の尊重の理念の下に、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正、及び利用中止を求める権利を明らかにするとともに、

個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

答申

1 改正の方向性

個人情報保護制度によって保護される個人の権利利益は、日本国憲法の定める基本的人権としての人格権（日本国憲法第13条）に由来するものである。

現代社会においては、情報によって描かれる自分を有効にコントロールすることで自己の人格を保つことができると考えられることから、行政機関をはじめとして社会に保有されている自己情報への本人のアクセスとコントロールの権利（自己情報コントロール権）が具体的に保障されなければならない。

また、個人は自らの手を離れてなされる個人情報の取扱いすべてを請求権によりコントロールすることはできないことから、あわせて個人情報を保有するものに個人情報保護のルールに則った個人情報の適正な取扱いを義務付けることが個人の尊重の理念から不可欠であるといえる。

こうした意義を踏まえ、目的規定において、この権利がかかる憲法上の権利に基づくことを明確にし、個人情報に対して本人が有する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保について定めることが適当である。

なお、本人の権利として、行政機関が保有する本人情報の開示請求権のみならず、訂正、利用中止も憲法上の人格権（自己情報コントロール権）に由来する権利であると考えられるから、今回の改正において、これら訂正、利用中止も権利性を有することを明確にする等の改正を行うのが適当である。

2 改正内容の説明

(1) 憲法上の権利であることの明確化

現行条例では、個人情報保護に関する個人の権利が、条例によって創設されたものなのか、あるいは憲法上の権利に由来するのか、位置付けが明確ではない。個人情報は本来個人のものであり、また個人の人格そのものであって、個人情報保護に関する権利は日本国憲法13条の個人の尊重に由来すると考えられる。そこで、そのことを条文上明確にするのが適当である。

(2) 本人の権利の総合的な保障と明確化

個人情報に対する本人の権利をトータルに示す必要がある。現行条例では、個人情報に対する本人の権利について、開示と訂正の各権利を規定するにとどまっていたが、個人情報の取扱いが個人の権利利益に大きな影響を及ぼすことから、本意見書では、あわせて、申出にとどまっていた利用中止を請求権と位置付けることとした。そのことに対応して、目的規定でも利用中止に言及することが適当である。

なお、現代社会において個人情報が行政機関によって集中的に管理されている状況を踏まえ、プライバシーの保護を公権力に対して積極的に請求していく側面を重視して、いわゆる自己情報コントロール権という概念が近時提唱されている。本意見書の改正案では、自己情報コントロール権という文言を明記しなかったものの、同概念を否定する趣旨ではない。行政機関が保有している自分の記録情報の開示、訂正、利用中止を請求する権利は、自己情報コントロール権の具体的な内容であり、これらすべてを権利として認めることはまさしく自己情報コントロール権の保障を意味するのである。

(3) 個人情報の集積と適正な取扱いの確保

現行条例には「個人情報の集積及び利用の拡大にかんがみ」という文言が含まれているが、改正により削除するのが適当である。確かに、コンピューターの発達に伴う個人情報の集積及び利用の拡大によって個人情報が侵害される危険性は格段に高まっているものの、他方、一個人の病歴等、集積していなくても強く保護されるべき個人情報は存する。そこで、同文言によって、かえって保護範囲が狭まるような解釈が導かれる事態を回避する趣旨から、条文には含めないのが適当である。

これに対して、個人情報の収集から始まる個人情報の適正な取扱いについて言及することは重要である。本人には、自己の個人情報に対して、開示、訂正及び中止の請求権があるとしても、自らの手を離れてなされる個人情報の取扱いをすべて、また常にコントロールすることはできない。個人情報に本人がコントロールを及ぼすことが、個人の権利利益にとって重要であることを考えると、個人情報を保有するものに、個人の尊重の理念の下、個人情報の適正な管理を義務付けるしくみであることを明示することは重要であろう。

5 まとめ

現在も「自己情報コントロール権」とは何かについて、学説上、見解が一致しているものではないため、この権利の保障を目的規定等に盛り込まなくとも、県民が県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、及び利用中止を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、「自己情報コントロール権」を認めていると説明することは可能なのではないかと考えられる。